

電気取扱い業務にかかる特別教育 講習を実施します！（低電圧講習）

近年、益々増えつつあるハイブリッド車をはじめ、電気モーターを使用した車両の電圧は、数百ボルトを使用しており点検・整備の際、作業内容によっては高電圧部分の脱着が必要な場合もあります。

対地電圧が50ボルトを超える低圧の蓄電池を内蔵する自動車（以下「電気自動車等」という。）の整備の業務は低圧の電気取扱業務に含まれることから、事業者は、電気自動車等の整備の業務に労働者を就かせるときは、法第59条第3項の規定に基づき、特別教育を実施することが義務付けられている。

つきましては、整備士資格を有する方又は整備経験3年以上で電気に精通している方を対象に、この労働安全衛生法に基づく「特別の教育」に相当する「電気取扱業務にかかる特別教育講習」を下記のとおり開催します。

なお、この講習の修了者には、「特別教育修了証」が交付されます。

記

1. 講習名 電気取扱業務にかかる特別教育講習（低電圧講習）
2. 講習日時 令和6年 5月16日（木） 9:00より17:00まで
3. 講習場所 自動車整備振興会2階 学科教室
4. 受講資格 自動車整備士資格を有する者又は整備経験3年以上で電気に精通している者
5. 定員 50名
※申請者が少数の場合、開催を中止する場合があります。
開催の有無に関しましては 4月26日(金)17:00以降にホームページにて案内致します。
6. 受講料 一人 3,300円（税込）
テキスト代 1,540円（税込）
7. 受付 教育課 令和6年 4月22日(月)～ 4月26日(金)まで